

【後見人名簿 登載・更新 要件研修】

「医療と弁護士の連携－患者の法的支援について－」【③応用】研修 高齢者・障がい者総合支援センター『ゆとり～な』研修会のご案内

第二東京弁護士会では、平成29年に東京都との間で東京都立病院の入通院患者向けの法律相談事業の実施に係る協定書を締結しました。現在は高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会が中心となって、東京都下の13の都立病院において原則として月1回、患者及びメディカルソーシャルワーカー（MSW）向けの法律相談を実施しています。

これまでわが国では、法的な支援を必要とする患者の権利擁護について、弁護士が十分関与してきたとは言えない状況にあります。しかし、患者のQOL向上と患者が抱える社会的経済的苦痛の除去のために弁護士ができることはたくさんあります。

諸外国では、医療機関と弁護士が連携して患者の権利擁護に向けた取組がなされており、公衆衛生の維持向上に寄与しているとの報告がなされています。そこで、この分野に研究成果を有する手嶋豊教授をお迎えしてご講演いただくとともに、東京都立駒込病院において日夜、患者の支援にあたっているMSWの串宮翔子氏から上記の法律相談事業の概況や意義についても報告いただく機会を設けました。

以上を踏まえて、患者の法的支援について、我々弁護士にできることは何か等を考える契機とするため、本研修会を実施します。

日 時 令和8年9月30日（水）午後6時00分～午後8時00分（2時間）
方 法 弁護士会館1006AB会議室及びZoomによる開催
講 師 手嶋 豊氏（大阪経済法科大学教授、神戸大学名誉教授）
串宮翔子氏（東京都立駒込病院MSW）

パネルディスカッション

松井 章義（当委員会委員）
浅井 研（当委員会委員）

対 象 当会会員

参 加 費 無料

定 員 会場参加30名

※来館での受講希望者が多い場合は先着順とさせていただきます。来館いただけない場合はZoomでご参加いただけます。

※Zoom出席の定員はございません。

申込締切 令和8年9月24日（木）

当委員会は、Ⅰ「ゆとり～な」代理人候補者名簿・Ⅱ成年後見人等候補者名簿（東京家庭裁判所に提出します。）の名簿を作成しておりますが、各名簿に新規登載を希望する会員は、前回の名簿改製から1年以内（追加登載にあたっては、追加登載の申請日から過去1年以内）に実施された当委員会指定の研修を【①基礎】【②倫理】【③応用】の3種類全て受講することが名簿登載要件の一つとなっております。

本研修は、【③応用】に該当しますので、名簿登載をご希望になる方は、是非ともご受講ください。弁護士登録が通算して満3年以上であることが名簿登載の要件の1つとされておりますが、同要件を満たしていない場合でも、当委員会に参加する等一定の要件を満たした場合には名簿登載が可能となりますので（詳細につきましては当委員会までお問い合わせください。）、弁護士登録が通算して満3年未満の方も積極的にご参加ください。

なお、これまでご案内しているとおり、平成25年6月1日から、東京家庭裁判所後見センターは、一層の適正な後見人等選任、監督を図るため、名簿非登載弁護士は成年後見人に選任されても、専門職後見人として取り扱わない運用を開始していますので、ご注意ください。

【成年後見人等候補者名簿の登載時期について】

毎年、4月1日登載分（申込期間は12月～1月）と10月1日追加登載分（申込期間は7月～8月）の年2回募集を行っております。研修をご受講の上、申込期間になりましたら会員サービスサイトからお申し込みください。

※20分以上の遅参及び途中退出は不受講扱いとなります。

【申込方法】

以下の二次元コードまたは URL からお申し込みください。申込締切は、令和8年9月24日（木）です。

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_Zgvtqa62SZ-zWl18h-BVow



担当委員会 高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会
問合せ先 法律相談課（電話：03-3581-2250）